

運営指導・監査について

都城市 健康部 介護保険課

- 1 指導・監査について
- 2 指導の種類
- 3 運営指導の頻度と内容
- 4 運営指導の流れ
- 5 改善報告について
- 6 監査への移行

1 指導・監査について

指導とは

介護保険施設等が適正なサービスを行うことができるよう支援し、「介護給付等対象サービスの取扱い」及び「介護報酬の請求」に関する周知を図り、「サービスの質の確保」や「保険給付の適正化」が果たされるよう努めること。

〈根拠〉
介護保険法第23条
又は第24条

監査とは

介護保険施設等において人員基準違反や運営基準違反、不正請求、高齢者虐待等が認められた場合やその恐れがある場合に、報告、帳簿書類等の提示を求め、関係者の出頭、質問を行うことにより情報を収集するとともに現地に立ち入って検査を行い、事実関係を確認する行為。

〈根拠〉
介護保険法第76条

2 指導の種類

(1) 集団指導

正確な情報の伝達・共有による不正等の行為の未然防止を目標としており、介護保険施設等に対し情報のインプットを図るもの。

(2) 運営指導

介護保険施設等ごとに、介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況等の確認のため、原則、実地に行うもの。

3 運営指導の頻度と内容

(1) 実施頻度

- ・新規指定を受けてから約1年後に初回実施
- ・その後は、おおよそ**3年に1回**実施

(2) 確認項目及び確認文書

本市の運営指導は、確認項目及び確認文書(※)を参考に実施します。 **※基準に沿った最低限のチェックポイントが表で確認できます。**

厚生労働省ホームページ

「介護保険施設等運営指導マニュアル」で閲覧可能です。

3 運営指導の頻度と内容

(3) 指導の内容は主に以下のとおりです。

01

介護サービス の実施状況

主に個別サービスの質について、実地に確認し必要な指導を行うもの。

- ・利用者の状況
- ・虐待、身体拘束の状況
- ・設備や環境 等

02

最低基準等 運営体制指導

基準等に規定する運営体制を確認するために行うもの。

- ・人員等勤務体制
- ・委員会、研修関係
- ・サービス計画 等

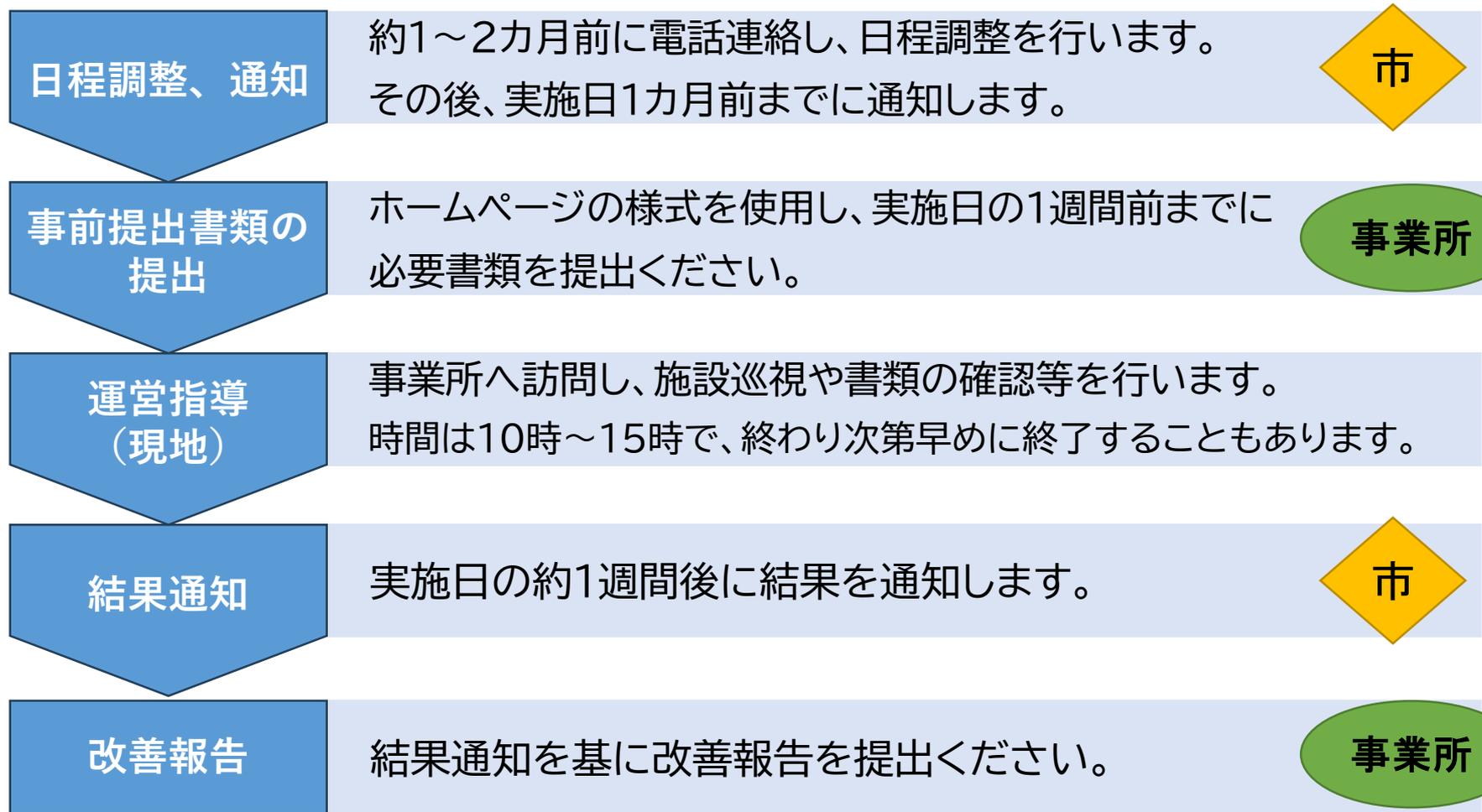
03

報酬請求指導

報酬基準に基づき適正な給付の請求が行われるよう支援するもの。

- ・基本報酬
- ・加算、減算 等

4 運営指導の流れ



5 改善報告について

事業所からの改善報告書により、改善状況の確認を行います。
報告の際は、次のポイントを確認ください。

◆改善状況が分かるよう、文書や写真等を添付する

指摘事項	やや不十分な報告の例	具体的な報告の例
<p>〇〇について、実施されていることが、記録上分からないものがあった。</p>	<p>「〇〇したことが分かるよう、□□に記録します」との報告のみ</p> <p>➡改善されたのか状況を把握できません。</p>	<p>改善の状況が分かる書類等を提出することで状況を把握しやすくなります。</p> <p>例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に記録した文書をコピー又は写真を撮る等し、提出する等の方法を想定しています。

5 改善報告について

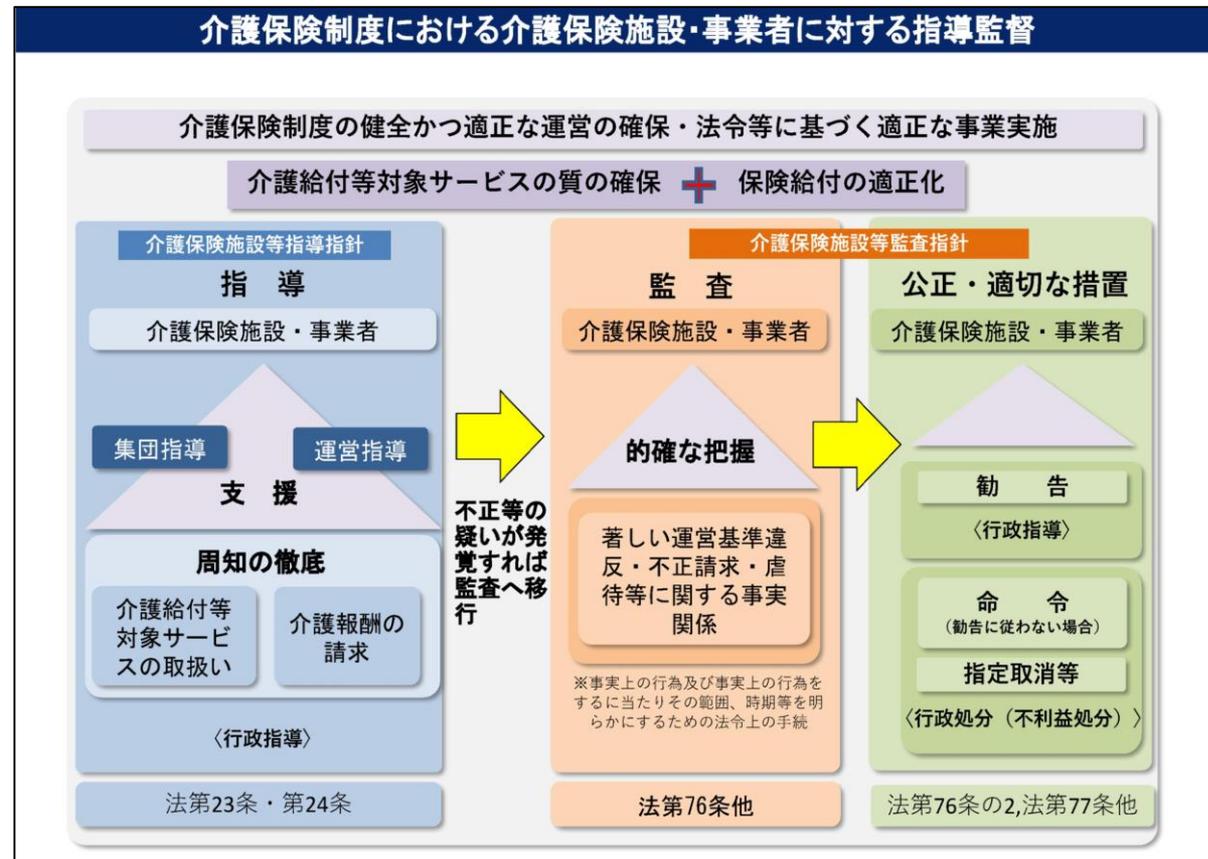
◆直ちに改善できない場合は、具体的な計画を示す。

指摘事項	やや不十分な報告の例	具体的な報告の例
<p>〇〇についての研修を実施していないものがあった。</p>	<p>「今後、〇〇についての研修を実施していきます」との報告のみ</p> <p>➡今後どのように改善されていく見込みがあるのか、十分に把握できません。</p>	<p>具体的な計画があることで、改善の見込みがあると判断できます。</p> <p>例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施予定日、参加者、研修の内容や議題等を記載した研修計画を作成する(予定で構いません) ・議事録の様式を作成・提出し、「研修終了後は議事録に記録します」と報告する <p>等の方法を想定しています。</p>

6 監査への移行

運営指導の過程で法令違反や不正等があることが明らかな場合やその「疑い」がある場合は事実確認が必要なため、運営指導を中止して直ちに監査へ移行します。

監査後は、結果に応じて、行政指導又は行政処分を行うことになります。



※厚生労働省ホームページ「介護保険制度等における指導監督」より引用

運営指導は事業所の協力が必要不可欠です。
今後も運営指導の実施にご協力よろしく申し上げます。